

佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程（平成10年佐賀県訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

佐賀県知事 古川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（勤務時間の割振り） 第3条 職員の勤務時間は、所長が職員ごとに毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、次の表により、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。			（勤務時間の割振り） 第3条 職員の勤務時間は、所長が職員ごとに毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、次の表により、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。		
勤務時間割の区分	始業時刻	終業時刻	勤務時間割の区分	始業時刻	終業時刻
略			略		
B	<u>12時45分</u>	<u>21時30分</u>	B	<u>13時45分</u>	<u>22時30分</u>
略			略		
E	<u>6時30分</u>	<u>15時15分</u>	E	<u>6時15分</u>	<u>15時</u>
略			略		
2・3 略			2・3 略		

附 則

この訓令は、平成26年3月30日から施行する。